

練馬区内の保育所等に児童が在籍する
保護者の勤務先事業者の皆様

練馬区教育委員会教育長
河 口 浩
(公印省略)

**新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた利用自粛要請を踏まえた
従業員の勤務に関する配慮について(要請)**

日頃より、練馬区の保育行政にご理解とご協力を賜り、真にありがとうございます。
練馬区では、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言を受け、保護者の皆様には原則として登園を控え、家庭で保育していただくよう強く要請しました。

5月25日、緊急事態宣言が解除されましたが、感染症の予防および感染拡大の再発を見極める必要があることや、「新しい生活様式」を踏まえた安全な保育環境を段階的に整えていくための準備期間として、6月30日までの間、利用自粛の要請を継続し、保護者の皆様には、可能な限り登園を控えていただいているところです。

保護者の勤務先事業者の皆様におかれましては、ご負担をお掛けして大変申し訳ございませんが、従業員の休暇取得に際して、特段のご配慮をお願いいたします。

この要請は、法的な強制力を有するものではありませんが、練馬区からの自粛要請の趣旨および、解除後も基本的な感染防止策の徹底等を継続するという、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の趣旨を踏まえ、臨時休業の場合と変わらぬ取扱いをしていただけるよう、何卒ご協力をお願いするものであります。

記

【保育所等の利用自粛を要請した期間】

令和2年4月3日	保育所等の利用自粛を要請	(5月6日まで)
4月7日	緊急事態宣言 発令	
4月8日	保育所等の利用自粛を強く要請	(5月31日まで)
4月20日	保育所等の利用自粛の要請を延長	(6月30日まで)
5月25日	緊急事態宣言 解除	
5月27日	保育所等の利用自粛を改めて要請	(6月30日まで)